

ジャンプ
JUMP

(Japanese Unidentified and Missing Persons Response Team: 日本身元不明・行方不明者対策チーム)

定 款

(令和4年4月1日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、JUMP ジャンプ

(Japanese Unidentified and Missing Persons Response Team: 日本身元不明・行方不明者対策チーム)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を理事長の所属機関内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、ひとりでも多くの身元不明遺体の身元を特定し、行方不明者を減らすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)大規模災害や事故、テロなどの有事の際の DVI (Disaster Victim Identification: 災害犠牲者個人識別) システムの確立

(2)平時の身元不明死体における身元確認体制の改善

(3)歯科法医学分野を中心とした教育セミナー等の実施

(4)多職種連携による DVI 訓練の実施

(5)一般市民向け公開講座等を通じた、「身元不明遺体ゼロ」への広報・啓発活動

(6)死者の尊厳を守るための活動の実施

(7)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、事業活動の中心を担う個人

(2) 個人準会員 本会の目的に賛同し、事業活動に参加する個人

(3) 学生準会員 本会の目的に賛同し、事業活動に参加する大学学部生・大学院生、または、これに準ずる学生とする

(4) 団体準会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した団体

(入 会)

第7条 正会員として入会するものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事長もしくは理事の承認を受けなければならない。学生準会員、個人準会員及び団体準会員として入会するものにおいては、特に条件を定めず、準会員登録申込書を提出する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員においては継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 学生準会員、個人準会員及び団体準会員においては準会員登録の更新を怠ったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。入会后1ヶ月以内の退会に際しては、申し出た場合に限り、会費を返還する。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 15名以内(理事長1名、副理事長1名を含む)
- (2) 監事 1名以上 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により選出する。

- 3 副理事長は、理事長の指名により選出する。
- 4 監事は、理事会において選任する。

(職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 理事長は、理事会及び総会の議長となる。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の資産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 資産の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、理事会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の資産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長の任期は 5 年とし、再任を妨げない。
- (2) 理事及び監事の任期は 5 年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会 議

(種 別)

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員、学生準会員、個人準会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業及び収支
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 会費の額
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他理事会において必要と認めた重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員、学生準会員、個人準会員の総数5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第2号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、総会において公表する。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を 付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、理事会において公表する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 38 条 本会の資産は、本会に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 本会の資産は、理事長が管理し、その用途は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 40 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算)

第 42 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編集し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様である。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告書、収支決算書、会員の異動状況書に関する書類は、毎年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 44 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の改正、解散及び合併

(定款の改正)

第 45 条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければ改正することはできない。

(解 散)

第 46 条 本会は、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の3分の2以上の議決を経たものに寄付する。

(合 併)

第 48 条 本会が合併しようとするときは、総会の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 補 則

(補則の制定)

本会の施行に必要な細則等の制定並びに改定は、理事会において立案し、総会の承認を得るものとする。

第9章 附 則

1 本会は、本会の成立の日である平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

2 本会の役員は、次のとおりとする。

理事長 熊谷章子

副理事長 勝村聖子

理 事 大林由美子

理 事 岡 広子

理 事 小菅栄子

理 事 山口里恵

理 事 波田野悠夏

監 事 齊藤久子

3 本会の設立当初の年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 10,000 円

(2) 学生準会員 1 口 1,000 円

(3) 個人準会員 1 口 5,000 円

(4) 団体準会員 1 口 30,000 円

4 改正した本定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。